

特別地域（特別保護地区）内行為着手済届出書

自然公園法第 20 条（第 21 条）第 6 項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区、湖沼、湿原、物）が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所および氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名〕

（宛先）
滋賀県知事

（備考）

記入事項および添付図面についてはそれぞれの行為につき、自然公園法第 20 条（第 21 条）に準ずること。

ただし、「行為地およびその付近の状況」および「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。